

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年 4 月11日
【会社名】	株式会社キリン堂
【英訳名】	KIRINDO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺西 豊彦
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原四丁目 5 番36号
【電話番号】	0 6 (6 3 9 4) 0 0 3 9 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務経理部長 熊本 信寿
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原四丁目 5 番36号
【電話番号】	0 6 (6 3 9 4) 0 0 3 9 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務経理部長 熊本 信寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年3月31日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、当社単独による株式移転の方法による持株会社（株式会社キリン堂ホールディングス）の設立に関する臨時報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

- (2) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）、その他の株式移転計画の内容
株式移転計画書（写）
（別紙）株式会社キリン堂ホールディングス 定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2 報告内容

- (2) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）、その他の株式移転計画の内容
株式移転計画書（写）
（別紙）株式会社キリン堂ホールディングス 定款

<訂正前>

附 則

（最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 第26条および第36条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等は総額70百万円以内、同期間における監査役の報酬等は総額11百万円以内とする。

<訂正後>

附 則

（最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 第26条および第36条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等は総額150百万円以内、同期間における監査役の報酬等は総額20百万円以内とする。

以 上